

中国運輸局発注者綱紀保持委員会
第 1 回 定例会議議事概要

平成 23 年 1 2 月 5 日作成

開催日及び場所	平成 23 年 1 2 月 2 日（金）中国運輸局会議室
委 員	委員長 荒井 伸（中国運輸局長） 副委員長 三谷泰久（中国運輸局次長） 委 員 水中誠三（弁護士） 委 員 木谷直俊（広島修道大学教授） 委 員 三井正信（広島大学教授） 委 員 藤原弘登（総務部長）

定例会議議事概要

委 員	中国運輸局
1. 委員会設置の趣旨について	
○ 特になし	
2. 中国運輸局発注者綱紀保持規則（案）について	
3. 中国運輸局発注者綱紀保持マニュアル(案)について	
◎規則第 8 条（報告を行う職員の責務） ・条文中「客観的な事実に基づき報告」となっているが証拠資料等がないと報告できないのか。 ・マニュアルではわかりにくいので規則本文に明記した方が良い。	・（マニュアルを説明）報告者が自分の目で確認できたときは「客観的な事実」に該当し、証拠資料等がなくても報告できる。 ・本文の明記について了解。
◎規則第 6 条（報告等） ・報告にあたって手段が明記されていない。 面接だけだと報告しづらい面があると思うので電子メール等で報告出来る旨明記した方がよい。	・（マニュアルを説明）メール、FAX、持参、郵送いずれも可能。本文の明記について了解。

<p>◎附則第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部窓口を設置しない理由。 ・当分の間とはいつまでか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局の契約は少額であるため、試行的に内部窓口のみで行うこととした。また、外部窓口設置の為の予算措置がなされていない。 ・規則に抵触するような案件等発生すれば中身を精査して設置の是非について検討をしてゆきたい。
<p>4. 発注者綱紀保持研修等の実施方針について</p> <p>5. 発注者綱紀保持対策の競争参加者への周知方針（案）について</p>	
<p>○ 特になし。</p>	